

農林水産省補助事業

中華人民共和国食品安全法 実施条例
改正全文（仮訳）

2019年11月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

農林水産・食品部 農林水産・食品課

北京事務所

本仮訳は、2019年10月に公表された中華人民共和国食品安全法实施条例（2019年10月31日公布、2019年12月1日施行）をジェットロが仮訳したものです。同条例は、食品安全法（2015年4月24日公布、2015年10月1日施行）に基づき制定されたものです。ご利用にあたっては、原文もご確認ください。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-10/31/content_5447142.htm

【免責条項】 本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェットロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

お役立ち度アンケートへのご協力をお願い

ジェトロでは、日本産食品の輸出拡大の参考とすることを目的に本仮訳を実施しました。
ぜひお役立ち度アンケートにご協力をお願いいたします。

◆本仮訳のお役立ち度（必須）

役に立った まあ役に立った あまり役に立たなかった 役に立たなかった
その理由をご記入ください。

◆本仮訳をご覧になり、実際にビジネスにつながった例がありましたらご記入ください。（任意）

◆今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。（任意）

◆貴社・団体名（任意）

◆お名前（任意）

◆メールアドレス（任意）

◆企業規模（必須） 大企業 中小企業 その他

FAX 送信先：03-3582-7378 ジェトロ農林水産・食品課宛

本アンケートはインターネットでもご回答頂けます

(https://www.jetro.go.jp/form5/pub/afa/ch_foodlaw_trans)

※お客様の個人情報につきましては、ジェトロ個人情報保護方針に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価および業務改善、事業フォローアップ、今後の調査テーマ選定などの参考のために利用いたします。

【資料名：中華人民共和国食品安全法 実施条例 改正全文（仮訳）】

中華人民共和国国務院令

第 721 号

「中華人民共和国食品安全法実施条例」は 2019 年 3 月 26 日国務院第 42 回常務会議において改訂が採択された。ここに改訂された「中華人民共和国食品安全法実施条例」を公布し、2019 年 12 月 1 日より施行する。

首相 李克強
2019 年 10 月 11 日

中華人民共和国食品安全法実施条例

(2009 年 7 月 20 日中華人民共和国国務院令第 557 号公布
2016 年 2 月 6 日付「行政法規の部分改正に関する国務院の決定」に基づき
改訂、2019 年 3 月 26 日国務院第 42 回常務会議で改訂が承認)

第一章 総則

第 1 条

「中華人民共和国食品安全法」(以下「食品安全法」という)に基づき本条例を制定する。

第 2 条

食品製造・販売者は、法律、法規および食品安全標準に従い、製造・販売活動に従事し、食品安全管理制度を構築、整備し、食品安全リスクを予防、制御し、食品の安全を保障しなければならない。

第 3 条

国務院食品安全委員会は、食品安全情勢を分析し、食品安全事業について検討し手はずを整え、統一的に指導し、食品安全に係る監督管理の重要な政策措置を打ち出し、食品安全に係る監督管理責任の実施を督促する。県級以上の地方人民政府食品安全委員会は、同級人民政府が定める職責に従い業務を遂行する。

第 4 条

県級以上の人民政府は、統一的で、権威のある食品安全監督管理体制を構築し、食品安全監督管理キャパシテビルディング(構築)を強化する。

県級以上の人民政府食品安全監督管理部門およびその他関係部門は法に基づき職責を

履行し、協調、協力を強化し、食品安全監督管理業務を確実に実施しなければならない。

郷鎮人民政府および街道弁事処は、県級人民政府食品安全監督管理部門およびその派出機関の法に基づく食品安全監督管理業務の遂行を支援・協力しなければならない。

第5条

国は、食品安全に関する知識を国民の素養教育の内容に組み入れ、食品安全に係る科学的常識および法的知識を普及させ、社会全体の食品安全意識を高める。

第二章 食品安全リスクモニタリングと評価

第6条

県級以上の人民政府衛生行政部門は、同級の食品安全監督管理等部門と共同で食品安全リスクモニタリングの協議メカニズムを構築し、リスクモニタリングデータをまとめ、分析し、食品安全リスクについて検討、評価し、食品安全リスクモニタリング分析報告書を作成するとともに、本級人民政府に報告しなければならない。県級以上の地方人民政府衛生行政部門は、同時に食品安全リスクモニタリング分析報告書を上級の人民政府衛生行政部門に報告しなければならない。食品安全リスクモニタリング協議の具体的な弁法は国務院衛生行政部門が国務院食品安全監督管理などの部門と共同で制定する。

第7条

食品安全リスクモニタリングの結果、食品安全リスクの存在が明らかとなった場合、食品安全監督管理部門等部門がさらなる調査確認を行った上で、関連の食品製造・販売者に通知する必要があると認めた場合、速やかに通知しなければならない。

通知を受けた食品製造・販売者は、直ちに自主検査を行わなければならない。食品が食品安全標準に適合していないまたは人体に健康危害を及ぼしうる証拠を発見した場合、食品安全法第63条の規定に従い、製造、販売を停止し、食品リコールを実施するとともに、関連状況を報告しなければならない。

第8条

国務院衛生行政、食品安全監督管理等の部門は、農薬、肥料、動物用医薬品、飼料、飼料添加物等につき安全性評価を行う必要があることが判明した場合、国務院農業行政部門に対して安全性評価提案を提出しなければならない。国務院農業行政部門は、速やかに評価を行うとともに、国務院の関連部門に評価結果を通報しなければならない。

第9条

国務院食品安全監督管理部門とその他の関係部門は、食品安全リスク情報交換メカニズムを構築し、食品安全リスク情報交換の内容、手順および要求を明確にする。

第三章 食品安全標準

第 10 条

国務院衛生行政部門は、国務院食品安全監督管理、農業行政等の部門と共同で食品安全国家標準計画および当該年度の実施計画を制定する。国務院衛生行政部門は、食品安全国家標準計画および年度実施計画の草案をウェブサイトで公開し、一般から意見を募集しなければならない。

第 11 条

省、自治区、直轄市人民政府衛生行政部門は、食品安全法第 29 条の規定に基づき食品安全地方標準を制定し、公開した上で一般から意見を募集しなければならない。省、自治区、直轄市人民政府衛生行政部門は、食品安全地方標準を公布した日から起算して 30 業務日以内に当該地方標準を国務院衛生行政部門に届け出なければならない。国務院衛生行政部門は届出のあった食品安全地方標準が法律、法規または食品安全国家標準に違反していることを発見した場合、速やかにこれを是正しなければならない。

食品安全地方標準が法により廃止された場合、省、自治区、直轄市人民政府衛生行政部門は、速やかにウェブサイト上で廃止状況を公布しなければならない。

第 12 条

保健食品、特殊医学用途調整食品、乳幼児調整食品等の特殊食品は地方の特色食品ではなく、食品安全地方標準を制定してはならない。

第 13 条

食品安全標準が公布した後、食品製造・販売者は、食品安全標準に定められた実施期日前に実施し、かつ、事前実施状況を公開することができる。

第 14 条

食品製造企業は、食品安全国家標準またはまた地方標準要求を下回る企業標準を制定してはならない。食品製造企業が食品安全国家標準または地方標準の企業標準より厳格な食品安全指標を制定した場合、省、自治区、直轄市人民政府衛生行政部門に届け出なければならない。

食品製造企業が企業標準を制定する場合、公開し、公衆に無料で閲覧させるなければならない。

第四章 食品の製造・販売

第 15 条

食品の製造・販売許可の有効期間は 5 年とする。

食品製造・販売者の製造販売条件に変化が発生し、食品の製造・販売の要求に合致しなくなった場合、食品製造・販売者は直ちに改善措置を講じなければならない。改めて許可

申請手続きが必要な場合、法に基づき手続きを行わなければならない。

第16条

国務院衛生行政部門は、新しい食品原料、食品添加剤の新品目、食品関連製品の新品目リストおよび適用した食品安全国家標準を速やかに公布しなければならない。

国務院衛生行政部門は国務院食品安全監督管理部門と共同で、伝統に基づき、食品でもある漢方薬材料リストを速やかに更新しなければならない。

第17条

国務院食品安全監督管理部門は、国務院農業行政等関係部門と共同で食品安全に係る全過程トレーサビリティーの基本的要件を明確にし、食品製造・販売者が情報化手段の構築により食品トレーサビリティーシステムを整備するよう指導しなければならない。

食品安全監督管理等の部門は、乳幼児用調整食品等特定グループの人に対する食品およびその他食品安全リスクが比較的高い食品、もしくは販売量が多い食品のトレーサビリティーシステムの構築を監督検査の重点としなければならない。

第18条

食品製造・販売者は食品トレーサビリティーシステムを構築し、食品安全法の規定に従い、入荷検査、出荷検査、食品販売等の情報を事実通り記録かつ保存し、食品のトレーサビリティーを保証しなければならない。

第19条

食品製造・販売企業の主要責任者は、自社食品の安全性に全面的に責任を負わねばならず、社内に食品安全責任制度を構築、実施し、供給業者の管理、入荷および出荷検査、製造・販売管理、食品安全自主検査等の業務を強化しなければならない。食品製造・販売企業の食品安全管理者は企業の主要責任者が食品安全管理業務を確実にこなせるよう協力しなければならない。

第20条

食品製造・販売企業は食品安全管理者に対する研修および考査を強化しなければならない。食品安全管理者は、その部署に相応の食品安全に係る法律法規、標準および専門知識を把握し、食品安全管理能力を具えてなければならない。食品安全監督管理部門は、企業の食品安全管理者に対して無作為抽出して監督考査を行わなければならない。考査ガイドラインは国務院食品安全監督管理部門が制定、公布する。

第21条

食品、食品添加物の製造・販売者は、食品、食品添加物の製造を委託する場合、食品製造許可、食品添加剤製造許可を取得した製造者に製造を委託し、その他の製造行為を監督し、製造を委託した食品、食品添加剤の安全に責任を負う。受託側は法律、法規、食品安全標準および契約の定めに従い製造を行い、製造行為に責任を持ち、委託側の監督を受けなければならない。

第 22 条

食品製造・販売者は、食品製造、加工場所において、本条例第 63 条の規定に基づいて制定されたリストの中の物質を貯蔵してはならない。

第 23 条

食品に放射線照射を行う必要がある場合、食品安全国家標準を順守し、食品安全国家標準の要求に従って照射加工食品を検査し、表示しなければならない。

第 24 条

貯蔵、輸送に温度、湿度等特殊な要件がある食品の場合、保温、冷蔵または冷凍等の設備・施設を備えていなければならない、それらが有効に運営されよう維持しなければならない。

第 25 条

食品製造・販売者が食品の貯蔵、運送を委託する場合、受託側の食品安全保証保障能力の審査を行うとともに、受託側が食品安全を保証する要件に従って食品を貯蔵、運送するよう監督しなければならない。受託側は、食品の貯蔵、輸送条件が食品安全上の要件に適合することを保証し、食品貯蔵と輸送過程管理を強化しなければならない。

食品製造・販売者から食品の貯蔵、輸送を受託する場合、委託側と荷受人の名称、住所、連絡先等の内容を事実の通りに記録しなければならない。記録保管期間は貯蔵、輸送終了後 2 年とする。

非食品製造・販売者が温度や湿度など特殊な要求が求められる食品を貯蔵する際には、営業許可証取得の日から起算して 30 営業日以内に、所在地の県級人民政府の食品監督管理部門に届け出なければならない。

第 26 条

飲食サービス提供者は、飲食用食器の消毒サービス事業者に洗浄消毒サービスを委託する場合、飲食用食器集中消毒サービス事業者の営業許可証の写しおよび合格証明書等の資料を検査し、保管しなければならない。保管期間は消毒飲食用食器の使用期限が満了してから 6 カ月を下回ってはならない。

第 27 条

飲食用食器集中消毒サービス事業者は、飲食用食器出荷検査記録制度を構築し、出荷する飲食用食器の数量、消毒日とロット番号、使用期限、出荷日および委託者の名称、住所、連絡先などを事実の通り記録しなければならない。出荷検査記録の保存期限は消毒飲食用食器の使用期限が満了してから 6 カ月を下回ってはならない。消毒後の飲食用食器は、独立した包装に事業者の名称、住所、連絡先、消毒日付とロット番号と使用期限などを表示しなければならない。

第 28 条

学校、保育施設、高齢者介護施設、建築現場などの集まって食事する組織の食堂は原料管理、飲食用食器の消毒洗浄、食品サンプル留保などの制度を実施し、食品安全法第 47 条

の規定に基づいて、定期的に食堂の食品安全の自主検査を実施しなければならない。

集まって食事をする組織の食堂の経営を負う場合は、法に基づき食品経営許可を取得し、または食堂の食品安全に関する責任を負わなければならない。集まって食事をする組織は、請負側に食品安全管理制度を実施するよう、管理責任を担う。

第 29 条

食品製造・販売者は、変質した、品質保証期限が過ぎた、または回収した食品を明確に表示された場所に単独で保管しなければならない。速やかに無害化処理、廃棄等の措置を講じるとともに、事実の通りに記録しなければならない。

食品安全法による回収食品とは、すでに販売され、法律、法規、食品安全標準に違反または賞味期限超過などの理由でリコールまたは返却された食品を指し、食品安全法第 63 条第 3 項の規定に基づいて引き続き販売できる食品を除いたものを指す。

第 30 条

県級以上の地方人民政府は、必要に応じて必要な食品無害化処理および廃棄設備を建設する。食品製造・販売者は規定に従い政府が建設した施設を使用し、食品に対し無害化処理を行うか、または廃棄することができる。

第 31 条

食品集中取引市場の開設者、展示即売会の主催者は、市場の開業または展示即売会を開催する前に所在地の県級人民政府の食品安全監督管理部門に届け出なければならない。

第 32 条

インターネット食品取引第三者プラットフォーム提供者は、インターネット上の食品販売者の登録情報と取引情報を適切に保管しなければならない。県級以上の人民政府食品安全監督管理部門が食品安全監督検査、食品安全案件調査・処置、食品安全事故処置において関連情報を知る必要がある場合、その責任者の許可により、インターネット食品取引第三者プラットフォーム提供者に情報提供を要求することができ、またインターネット食品取引第三者プラットフォーム提供者は要求に応じて情報を提供しなければならない。県級以上の人民政府食品安全監督管理部門およびその職員はインターネット食品取引第三者プラットフォーム提供者が提供した情報について秘密保持を行わなければならない。

第 33 条

製造・販売する遺伝子組み換え食品は、目立つような表示をしなければならず、表示方法は国务院食品安全監督管理部門が国务院農業行政部門と共同で制定する。

第 34 条

会議、講座、健康相談を含むいかなる形式においても食品への虚偽宣伝を行うことも禁止する。虚偽宣伝行為を発見した場合、法に則り速やかに処理しなければならない。

第 35 条

保健食品の製造工程に原料抽出、精製等の前処理プロセスがある場合、製造企業は相応の原料前処理能力を具備し、自ら前処理を行わなければならない。

第 36 条

特殊医学用途調整食品の製造企業は、食品安全国家標準に定められた検査項目に従って出荷製品に対するロット別の検査を行わなければならない。

特殊医学用途調整食品中の特定全栄養調整食品は、医療機関または医薬品小売企業を通じて消費者に対して販売しなければならない。医療機関、医薬品小売企業が特定の全栄養調整食品を販売する場合、食品販売許可を取得する必要はないが、食品安全法および本条例の食品販売に関する規定を遵守しなければならない。

第 37 条

特殊医学用途調整食品中の特定全栄養調整食品の広告については、処方薬の広告として管理する。その他の種類の特殊医学用途調整食品の広告については、非処方薬の広告として管理する。

第 38 条

保健食品以外のその他の食品については、保健機能を有すると称してはならない。

食品安全国家標準で規定されている選択性添加物質を添加した乳幼児用調整食品は、選択性添加物質名により食品名を付けてはならない

第 39 条

特殊食品のラベル、説明書の内容は登録または届け出されたラベル、説明書の内容と一致していなければならない。特殊食品を販売する場合、食品ラベル、説明書の内容が登録または届け出されたラベル、説明書と一致しているかどうかを照合しなければならず、一致していない場合は販売してはならない。省級以上の人民政府の食品安全監督管理部門は、登録または届け出された特殊食品のラベル、説明書をそのウェブサイト上で公開しなければならない。

特殊食品は、一般食品または医薬品と混在させて販売してはならない。

第五章 食品検査**第 40 条**

食品抽出検査は、食品安全標準に基づき登録または届出がなされた特殊食品の製品技術要件および国の関連規定により確定された検査項目および検査方法に従って行わなければならない。

第 41 条

異物混入もしくは模造品の可能性のある食品について、既存の食品安全標準に基づいて定められた検査項目と検査方法および食品安全法第 111 条と本条例第 63 条の規定により制定された検査項目と検査方法で検証できない場合、國務院食品安全監督管理部門は追加の検査項目と検査方法を制定し、食品抽出検査、食品安全事案の調査処理および食品安全事故処理に使用することができる。

第 42 条

食品安全法第 88 条の規定により再検査を申請する場合、申請者は再検査機関に対して事前に再検査費用を支払わなければならない。再検査の結果、不合格となった場合、再検査の費用は再検査申請者が負担する。再検査の結果が合格となった場合、再検査の費用は抽出検査を行った食品安全監督管理部門が負担する。

再検査機関は正当な理由がない場合、再検査申請を拒否してならない。

第 43 条

いかなる事業者および個人も法に基づき資格認定を取得していない食品検査機関が発行した食品検査情報を発表してはならない。上記検査情報により食品または食品製造・販売者に対して等級づけを行い、消費者を欺罔、誤導してはならない。

第六章 食品の輸出入**第 44 条**

輸入業者が食品、食品添加物を輸入する場合、規定に基づいて出入境検査検疫機関に検査を申請し、製品関連情報を事実のとおり申告するとともに、法律、行政法規に定められた合格証明資料を添付しなければならない。

第 45 条

輸入食品は水際まで輸送した後、出入境検疫検疫機関が指定または認可した場所に保管しなければならない。移動が必要な場合、出入境検疫検疫機関の要求に基づき、必要なまた安全保護措置を取らなければならない。大口のばら荷輸入食品は水際にて検査を行わなければならない。

第 46 条

リスク管理の原則に基づき、国家出入境検疫検疫部門は一部の食品に対して、輸入港を指定することができる。

第 47 条

国務院衛生行政部門は食品安全法第 93 条の規定に従い、国外輸出業者、国外製造企業、委託輸入業者が提出した国家（地区）標準もしくは国際標準について審査を行い、食品安全要件に適合していると認めた場合、暫定的に適用しかつ公表することを決定する。暫定的に適用する標準を公布するまで、食品安全国家標準がまだない食品を輸入してはならない。

食品安全国家標準の汎用標準がすでに包含する食品は、食品安全法第 93 条に規定されている食品安全国家標準が未だない食品とはみなされない。

第 48 条

輸入業者は、国外の食品輸出業者、国外の食品製造企業の審査制度を構築し、国外輸出業者、国外食品製造企業の食品安全リスク制御措置の制定および実行状況、ならびに中国

向けに輸出される食品が、食品安全法、本条例、その他関連の法律、行政法規の規定、食品安全国家标准の要求に適合しているか否かについて審査を行わねばならない。

第 49 条

輸入業者は、食品安全法第 94 条第 3 項の規定に従い輸入食品をリコールする場合、食品リコールと処理の状況を所在地の県級人民政府の食品安全監督管理部門と出入境検査検疫機関にも報告しなければならない。

第 50 条

国家出入境検査検疫部門は登録済の国外食品製造企業が登録要件に適合しなくなったことを発見した場合、その規定期限内の改善を命じなければならない。改善期間中はその製造食品の輸入を一時停止する。改善後もなお登録要件に適合しない場合、国家出入境検査検疫部門は国外食品製造企業の登録を取り消し、かつこれを公告しなければならない。

第 51 条

中国の適正製造規範（GMP）、HACCP 体系の認証を取得した国外の食品製造企業に対して、認証機関は法に基づき追跡調査を実施しなければならない。認証要件に適合しなくなった企業に対して、認証機関は、法に基づき認証を取り消し、かつ社会に公表しなければならない。

第 52 条

外国で食品安全事故が発生し、中国国内に影響が及ぶ可能性があり、または輸入食品、食品添加物、食品関連製品に食品安全上深刻な問題が見つかった場合、国家出入境検査検疫部門は速やかにリスク警戒情報を発表するとともに、関連する食品、食品添加物、食品関連製品に対して以下の制御措置を取ることができる。

- (一) 積み戻しまたは廃棄処分を行う。
- (二) 条件付きで輸入を制限する。
- (三) 輸入を一時停止または禁止する。

第 53 条

輸出食品、食品添加物製造企業は、その輸出食品、食品添加物が輸入国（地域）の標準または契約の要件に適合することを保証しなければならない。中国が締結または参加する国際条約、協定に要件が存在する場合、国際条約、協定の要件にも適合しなければならない。

第七章 食品安全事故の処理

第 54 条

食品安全事故は国家食品安全事故緊急時対策案に従い等級別管理を実行する。県級以上の人民政府食品安全監督管理部門が同級関連部門と共同で食品安全事故を調査・処理を担当する。

県級以上の人民政府は実際の状況に応じ、食品安全事故緊急時対策案を速やかに改正、整備しなければならない。

第 55 条

県級以上の地方人民政府は、食品安全の緊急時対策管理メカニズムを整備し、緊急時対策装備を改善し、緊急時対策物資の備蓄と緊急時対策チームの構築を確実にいき、緊急時対策研修、訓練を強化しなければならない。

第 56 条

食品安全事故が発生した事業者は、食品安全事故を引き起こした、または引き起こす可能性のある食品および原料、器具、設備等に対して、直ちに封をして保管する等の制御措置を講じなければならない。

第 57 条

県級以上の人民政府食品監督管理部門は、食品安全事故報告を受けた後、直ちに同級の衛生行政、農業行政等の部門と共同で、食品安全法第 105 条の規定に従い、調査・処理を行わなければならない。食品安全監督管理部門は、事故を引き起こした事業者が密閉保存した食品および原料、工具、設備、施設等を保護し、事故を引き起こした事業者は、必要とされている密閉保存していない場合には、直接密閉保存するか、事故を引き起こした事業者にただちに密閉保存するよう命じるとともに、流行病病予防制御機構に対して事故と関連する要素について流行病学調査を実施するよう通知しなければならない。

疾病予防制御機構は調査終了後、同級の食品安全監督管理、衛生行政部門に同時に流行病学調査報告を提出しなければならない。

いかなる事業者および個人も、疾病予防制御機構による疫学調査の実施を拒絶、妨害してはならない。関係部門は疾病予防制御機構による疫学調査の実施に協力しなければならない。

第 58 条

国務院の食品安全監督管理部門は、国務院衛生行政、農業行政などの部門と共同で、全国の食品安全事故の状況について定期的に分析を行い、食品安全監督管理措置を整備し、事故の発生を予防、減少させる。

第八章 監督管理

第 59 条

区を設置している市級以上の人民政府食品監督管理部門は、監督管理業務の必要に応じて、下級の人民政府食品監督管理部門が日常の監督管理を担当する食品製造・販売者に対して、ランダムに監督検査を実施することをさせることができ、また下級人民政府の食品安全監督管理部門を組織し、食品製造・販売者に対して異地監督検査を実施できる。

区を設置している市級以上の地方人民政府食品安全監督管理部門は必要と認められた場合、下級の人民政府の食品安全監督管理部門が管轄する食品安全違法事件を直接調査・処理することができ、また他の下級人民政府の食品安全監督管理部門を指定して調査・処理に当たらせることができる。

第 60 条

国は、食品安全検査員制度を設立し、既存の資源より職業化検査員チームの建設を強化し、研修および考査を強化し、検査員の専門化レベルを向上させる。

第 61 条

県級以上の人民政府の食品安全監督管理部門は、食品安全法第 110 条の規定に基づき封印、差し押さえ措置を実施する。封印、差し押さえの期間は 30 日を超えてはならない。状況が複雑である場合、封印、差し押さえ措置を実施した食品安全監督管理部門の責任者の許可を得たうえで延長することができるが、延長期間は 45 日を超えてはならない。

第 62 条

インターネット食品取引の第三者プラットフォームにインターネット上の食品販売者の違法販売が複数回発生した、もしくはインターネット上の食品販売者の違法販売行為が深刻な結果を招いた場合、県級以上の人民政府食品安全監督管理部門はインターネット食品取引の第三者プラットフォームの法定代表者または主要責任者に対して責任に関する事情聴取を行うことができる。

第 63 条

国務院食品安全監督管理部門は、国務院衛生行政等部門と共同で、食源性疾患の情報、食品リスクモニタリング情報および監督管理情報等に基づき、発見された添加または食品中に添加された可能性がある非食用化学物質やその他人体に健康危害を与える可能性のある物質リストおよび県さ測定方法について制定し、事前に公布しなければならない。および

第 64 条

県級以上の地方人民政府衛生行政部門は、飲食用食器の集中消毒サービスを行う事業者に対して監督検査を実施しなければならないが、法律、法規、国家関連標準および関連の衛生規範等の要件に適合しないことが判明した場合、速やかに調査・処理を行わなければならない。監督検査の結果は社会に公表しなければならない。

第 65 条

国は、食品安全違法行為の通報奨励制度を実施し、通報内容が事実であることが検証された場合、通報者に報奨を与える。通報者が所在地の企業の食品安全上の重大な違法行為を告発した場合、奨励の程度を増加しなければならない。関係部門は通報者の情報について秘密を保持し、通報者の合法的権益を保護しなければならない。食品安全違法行為通報奨励弁法は国務院の食品安全監督管理部門が国務院財政など関連部門と共同で制定する。

食品安全違法行為の報奨金は各級人民政府の予算に組み入れる。

第 66 条

国務院の食品安全監督管理部門は、国務院の関連部門と共同で、信用重視に対する奨励・信用失墜に対する懲戒の体制を構築し、食品製造・販売者の信用記録と組み合わせて、深刻な違法製造・販売者のブラックリスト制度を構築し、食品安全信用状況に参入、融資、クレジット、与信などと連動させ、速やかに社会に公布しなければならない。

第九章 法的責任

第 67 条

次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、食品安全法第 123 条から第 126 条、第 132 条および本条例第 72 条、第 73 条に定める規定の情状が深刻な場合に該当する。

(一) 違法行為に係る製品の商品価値金額が 2 万元以上または違法行為の継続期間が 3 ヶ月以上である場合。

(二) 食源性疾患を引き起こし、かつ死亡例が発生した場合、または 30 人以上の食源性疾患を引き起こしたが死亡例は発生していない場合。

(三) 故意に虚偽の情報を提供し、または真実を隠蔽した場合。

(四) 監督検査を拒否、回避した場合。

(五) 食品安全の法律、法規に違反して行政処罰を受けた後、1 年以内にまた同じ性質の食品安全違法行為を行った場合、もしくは食品安全の法律、法規に違反して刑事処罰を受けた後、また食品安全違法行為を行った場合。

(六) その他の情状が深刻な状況。

情状が重大な違法行為に対して罰金を科す場合は、法に基づき厳しく処罰しなければならない。

第 68 条

次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、食品安全法第 125 条第 1 項、本条例第 75 条の規定により処罰する。

(一) 食品製造、加工場所に本条例第 63 条の規定に従って制定されたリストの物質を貯蔵している。

(二) 製造・販売した保健食品以外の食品のラベル、説明書で保健機能があると謳っている。

(三) 食品安全国家標準で規定された選択性添加物質により乳幼児調整食品名を付けた。

(四) 製造・販売した特殊食品のラベル、説明書の内容が登録したまたは届け出たラベル、説明書と一致しない。

第 69 条

次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、食品安全法第 126 条第 1 項、本条例第 75 条の規定により処罰する。

(一) 食品製造・販売者の委託を受けて食品を貯蔵、運送し、規定通りに情報を記録、保存していない。

(二) 飲食サービス提供者が飲食用食器の集中消毒サービス事業者の営業許可証の写しと消毒合格証明を検査、保管していない。

(三) 食品製造・販売者は、変質した食品、品質保証期限が過ぎた食品、若しくは回収した食品を表示、保管していない、あるいはまた上記食品に対し速やかに無害化处理、廃棄等の措置を取り、事実の通りに記録していない。

(四) 医療機関、薬品小売企業以外の事業者または個人が消費者に向けて特殊医学用途調整食品の中の特定全栄養調整食品を販売する場合。

(五) 特殊食品を普通の食品または薬品と混在させて販売した場合。

第 70 条

食品安全法第 125 条第 1 項、第 126 条に規定する状況を除き、食品製造・販売者の製造・販売行為が食品安全法第 33 条第 1 項第 5 号、第 7 号から第 10 号までの規定に適合しない、または食品の製造・販売プロセスの要件に関する食品安全国家標準に適合しない場合、食品安全法第 126 条第 1 項、本条例第 75 条の規定により処罰する。

第 71 条

飲食用食器集中消毒サービス事業者が規定に基づいて出荷検査記録制度を遵守していない場合、県級以上の人民政府衛生行政部門が食品安全法第 126 条第 1 項、本条例第 75 条の規定により処罰する。

第 72 条

温度、湿度等に対して特別な要求がある食品貯蔵業務に従事する非食品製造・販売者、食品集中取引市場の開催者、食品展示即売会の開催者が、規定通りに届出または報告を行っていない場合、県級以上の人民政府食品安全監督管理部門が是正を命じ、警告を与える。是正を拒否した場合、1 万元以上 5 万元の過料に処す。情状が深刻な場合、製造停止を命じ、5 万元以上 20 万元以下の過料に処す。

第 73 条

会議、講座、健康相談などを利用した方法で食品の虚偽宣伝を行った場合、県級以上の人民政府食品安全監督管理部門が影響を排除するよう命じ、違法所得がある場合は、違法所得を没収する。情状が深刻な場合、食品安全法第 140 条第 5 項の規定により、処罰する。事業者が法に反した場合にはさらに、本条例第 75 条の規定により、事業者の法定代表者、主要責任者、直接責任を負う主管者およびその他の直接責任者に対して処罰を行う。

第 74 条

食品製造・販売者が製造・販売する食品は食品安全標準に適合しているが、食品表示の企業標準に規定された食品安全指標に適合しない場合、県級以上の人民政府食品安全監督管理部門が警告を与えると同時に、食品製造・販売者に当該食品の販売を停止させ、食品製造企業に是正を命じる。販売停止または是正を拒否した場合、企業標準に規定されてい

る食品安全指標に適合しない食品を没収し、商品価値の金額が 1 万元未満の場合、あわせて 1 万元以上 5 万元以下の過料に処す。商品価値の金額が 1 万元以上の場合、あわせて商品価値の金額の 5 倍以上 10 倍以下の過料に処す。

第 75 条

食品の製造・販売企業等の事業者が食品安全法に規定された違法な状況がある場合、食品安全法の規定により処罰するほか、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、事業者の法定代表者、主要責任者、直接責任者およびその他の直接責任者を、前年度の当事業から取得した収入の 1 倍以上 10 倍以下の過料に処す。

- (一) 故意に違法行為を行った。
- (二) 違法行為が悪質であった。
- (三) 違法行為が重大な結果を引き起こした。

食品安全法第 125 条第 2 項の規定に該当する状況については、前項の規定は適用しない。

第 76 条

食品製造・販売者は、食品安全法第 63 条第 1 項、第 2 項の規定に従って製造・販売を停止し、食品リコールを実施し、またはその他の効果的な措置を講じて食品安全リスクを軽減または除去し、危害の結果をもたらさなかった場合、軽い処罰とするかまたは処罰を軽減することができる。

第 77 条

県級以上の地方人民政府の食品安全監督管理等の部門は、食品安全法第 123 条に規定された違法状況および情状が深刻であり、行政拘留が必要な場合は、速やかに事件および関連資料を同級公安機関に移送しなければならない。公安機関は資料を補充する必要があると判断した場合、食品安全監督管理等の部門は速やかに提供しなければならない。公安機関は審査を経て、行政拘留条件に合致しないと判断した場合、速やかに案件および関連資料を移送された食品安全監督管理等の部門に返却しなければならない。

第 78 条

公安機関は、発見した食品安全違法行為について、犯罪の事実があるか否かを審査した、または立件して捜査した結果、刑事責任を追及する必要はないと判断したが、法により行政拘留を行うべきであると考えた場合、直ちに行政拘留の処罰決定をしなければならない。行政拘留は必要ないがその他の行政責任を追及すべき場合、速やかに案件および関連資料を同級の食品安全監督管理等部門に移送しなければならない。

第 79 条

再検査機構が正当な理由なく再検査任務を拒否した場合、県級以上の人民政府の食品安全監督管理部門が警告を与え、正当な理由もなく 1 年以内に 2 回再検査任務を拒否した場合、国务院の関連部門がその再検査機関の資格を取消し、社会に公布する。

第 80 条

法により資格認定を取得していない食品検査機関が発行した食品検査情報を発表し、ま

たは上記の検査情報を利用して食品、食品製造・販売者の等級評価を行って、消費者を騙し、誤って誘導した場合、県級以上の人民政府の食品安全監督管理部門が是正を命じ、違法な所得がある場合、違法所得を没収し、あわせて 10 万元以上 50 万元以下の過料に処す。是正を拒否した場合、50 万元以上 100 万元以下の過料に処す。治安管理違反行為が成立する場合、公安機関が法により治安管理処罰を行う。

第 81 条

食品安全監督管理部門が食品安全法、本条例に基づき違法事業者または個人に対して 30 万元以上の過料を処す場合、区を設置している市級以上の人民政府食品安全監督管理部門が決定を行う。過料の具体的な処罰権限は国务院食品安全監督管理部門が規定する。

第 82 条

食品安全監督管理等部門の職員の法による職務の執行を妨害し、治安管理違反行為が成立する場合、公安機関が法により治安管理処罰を行う。

第 83 条

県級以上の人民政府食品安全監督管理等の部門は、事業者または個人が食品安全法第 120 条第 1 項の規定に違反し、虚偽の食品安全情報をでっち上げ、拡散し、治安管理違反行為の疑いがあることを察知した場合、関連の状況を同級の公安機関に通報しなければならない。

第 84 条

県級以上の人民政府食品安全監督管理部門およびその職員がインターネット食品取引の第三者プラットフォーム提供者から提供された情報を違法に他者に提供した場合、食品安全法第 145 条の規定により処分する。

第 85 条

本条例の規定に違反し、犯罪が成立する場合、法により刑事責任を追及する。

第十章 付則

第 86 条

この条例は 2019 年 12 月 1 日から実施する。

中華人民共和国食品安全法 実施条例 改正全文（仮訳）

2019年11月作成

日本貿易振興機構（ジェトロ）農林水産・食品部 農林水産・食品課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
Tel. 03-3582-5186

禁無断転載